

定款

一般社団法人 滋賀県助産師会

一般社団法人滋賀県助産師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人滋賀県助産師会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県栗東市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、人々のニーズに応じた助産及び母子保健に関する知識の普及並びに家族保健及び母子保健の改善を図るとともに、助産師相互の親睦と専門的学術の研究に努め、併せて職業的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の実施及び普及・啓発活動に関する事業
- (2) 次世代育成支援に関する事業
- (3) リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の尊重普及活動に関する事業
- (4) 助産業務の質の保証並びに助産師育成及び資質の向上に関する事業
- (5) 助産及び母子保健の調査・研究に関する事業
- (6) 助産師の労働環境等の改善及び福祉の向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 滋賀県下に居住若しくは勤務地の住所がある助産師であって、社団法人日本助産師会、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 特別会員 正会員であったが、高齢又は病弱のため就業できなくなった者で、本人の希望により、会長に届け出た者
- (3) 名誉会員 正会員又は特別会員より選出され、当法人に顕著な功労があつて理事会の推薦を受け、本人の承諾を得て社団法人日本助産師会又は当法人の総会において承認された者

(入会)

第8条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

2 本会の正会員は、本人の居住地若しくは勤務地の住所がある地区の会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名された会員は、理事会において出席者の過半数以上の同意がなければ再び会員になることができない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 助産師免許を取り消されたとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、社員総会における決議が可否同数となったときは、議長たる正会員の議決権は2個とする。

(社員総会の権限)

第16条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第19条 社員総会の招集通知は、総社員に対し、会日の1週間前までに書面にて発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに発するものとする。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、当該社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名押印をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上17名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又は子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は、当初の選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を超えてすることはできない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は、当初の選任後8年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時を超えてすることはできない。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第31条 会長の諮問に応ずるため、当法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条

- 2 通常理事会は、毎年6回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要を認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合においてその請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号又は第5号により理事又は監事が招集する場合を除く。

(招集通知)

第36条 理事会の招集通知は、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して発する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事の決議は、決議に加わることのできる理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し出席した理事及び監事はこれに署名押印をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類についてはその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益決算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までの規定にする事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 地区支部・専門部会・委員会

(地区支部)

第46条 当法人が事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、地区支部を設置することができる。

(専門部会)

第47条 当法人が事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、専門部会を設置することができる。

(委員会)

第48条 当法人が事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

第9章 附則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第51条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	伊藤あさる
設立時理事	中井 恭子

設立時理事 古川 洋子

設立時代表理事 伊藤あさる

設立時監事 北川ちかい

設立時監事 高橋 里亥

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第52条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上 2620 番地 7

設立時社員 齊藤智孝

滋賀県東近江市木村町 578 番地

設立時社員 村田みつえ

滋賀県近江八幡市中村町 666 番地

設立時社員 大江イツ子

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人その他の法令に従う。

以上、一般社団法人滋賀県助産師会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 24 年 5 月 13 日

設立時社員 齊藤智孝 印

設立時社員 村田みつえ 印

設立時社員 大江イツ子 印

1. この定款は、平成 24 年 5 月 13 日から施行する。
2. この定款の一部変更は、平成 28 年 5 月 14 日（総会の決議の日）から施行する。